

# 令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免判定 簡易フローチャート

新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った。

はい

いいえ

申請により、令和3年度国民健康保険税の全額が減免されます。

【提出書類】減免申請書、死亡診断書、又は医師の診断書

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が、離職時65歳未満で、会社都合による離職をし、雇用保険から失業給付を受ける。

はい

いいえ

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入が前年（令和2年）と比べて10分の3以上減少する見込みである。※保険金・損害賠償等で補填される金額は、収入に含めて計算します。国県町から支給された各種給付金（持続化給付金など）の金額は、収入に含めないで計算します。

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの収入が前年（令和2年）と比べて10分の3以上減少する見込みである。※保険金・損害賠償等で補填される金額は、収入に含めて計算します。国県町から支給された各種給付金（持続化給付金など）の金額は、収入に含めないで計算します。

はい

いいえ

はい

いいえ

減免対象外です。  
ただし、非自発的失業者にかかる保険税の軽減制度が受けられる場合があります。

減免対象外です。

世帯の主たる生計維持者の、  
①令和2年の合計所得金額が1,000万円以下  
②前年比10分の3以上減少する見込みの収入に係る所得以外の前年（令和2年）の所得の合計額が400万円以下の①と②の両方に当てはまる。

世帯の主たる生計維持者の、  
①令和2年の合計所得金額が1,000万円以下  
②前年比10分の3以上減少する見込みの収入に係る所得以外の前年（令和2年）の所得の合計額が400万円以下の①と②の両方に当てはまる。

はい

はい

申請により、令和3年度の国民健康保険税の一部が減免されます。また、非自発的失業者にかかる保険税の軽減制度も受けられる場合があります。

申請により、令和3年度の国民健康保険税の一部が減免されます。

●ただし、収入が10分の3以上減少する見込みであっても、減少する見込みの収入に係る前年（令和2年）の所得が0（又はマイナス）の場合は、減免対象外です。

【提出書類】

減免申請書、収入減少等申告書、世帯の主たる生計維持者の令和3年1月から12月までの収入見込みが分かるもの、世帯の主たる生計維持者の令和2年中の収入及び所得が分かるもの、国県町から支給された各種給付金（持続化給付金など）の金額が分かるもの（支給された場合のみ）、事業等の廃業が分かるもの（廃業の場合のみ）、失業が分かるもの（失業の場合のみ）、保険金・損害賠償等により補填される金額が分かるもの（補填される場合のみ）など  
※詳しくは、吉見町ホームページや減免申請書等を確認してください。

◎令和2年度相当分の保険税で、納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日のものについても、減免となる可能性があります。減免の要件が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。